

No.	質問	回答
1	<p>・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ) 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施を要件に追加する。</p> <p>・特定事業所加算(Ⅱ)(Ⅲ) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加を要件に追加する(現行は(Ⅰ)のみ)。 のように要件が追加されたが、事例検討会に参加する人数や回数に決まりはあるのか。また、事例検討会の事例に決まりはあるのか。</p>	<p>人数や回数については、特に明記されていないため、あらかじめ、必要な人数や回数を計画したものに沿って行ってください。Q&amp;Aの間136にあるとおり、今年度については、4月末までに簡略的な計画を定め、最終的な計画を9月末までに策定してください。また、事例にも決まりはありません。</p> <p>ただし、参加した場合には、参加年月日、参加者、事例検討会主催団体名の記録は必ず行ってください。</p>
2	<p>利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は、報酬を減額する。</p> <p>となったが、「説明することを義務づけ」とあるが、どのように説明すればいいのか。</p>	<p>Q&amp;Aの間131では、「内容を利用申込者やその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない」となっております。このようなことから、重要事項説明書への追加と懇切丁寧な説明を推奨します。</p>